

【一般社団法人 お金のソムリエ協会 規約】

本規約は、一般社団法人お金のソムリエ協会(以下「甲」という)が主宰する教育事業(以下「本事業」という)における甲と後記の認定講師署名欄に署名した者(以下「乙」という)との間の契約関係に適用するものとし、乙が署名をした時点で当該契約(以下「本契約」という)は成立するものとする。

(個別契約との関係)

第1条 甲と乙とが本規約に定める内容と競合する内容の別の合意をした場合は、その別の合意が優先する。

(認定講師資格の付与)

第2条 乙が次に掲げる全ての要件を満たした場合、甲による認定講師資格(以下「本資格」という)の付与の効力が生じるものとし、いずれかの要件を喪失した場合には効力を失うものとする。

(1)甲が主宰する認定講師養成セミナーを受講し修了すること。なお、当該セミナーの受講条件、開催の要項、修了の要件等については、甲が別に定める規定によるものとする。

(2)本規約に同意をすること。

(3)別紙に規定する本資格の登録料を、甲の指定する方法で支払うこと。

(4)反社会的勢力の所属員および元所属員、メガバンクグループ企業の所属員および元所属員、不動産仲介会社ないし不動産販売会社等の所属員の、いずれにも該当しないこと。

2 本規約に基づく契約関係が終了した場合、本資格の付与の効力は喪失するものとする。

(有効期間と更新)

第3条 本規約の効力の有効期間は、乙が前条第1項により本資格の付与を受けた日から最初に訪れる3月31日までとし、甲は、有効期間を更新することができる。更新後の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、その後また同様とする。

2 乙が、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されるものとし、乙は本資格の付与を受け続けるものとする。

(1)別紙に規定する更新料を毎年3月31日までに、甲の指定する方法に従い、甲に対して支払うこと。

(2)乙のスキルを維持、向上する等の目的で甲が研修を開催する場合は、当該研修を受講し修了すること。ただし、当該研修の受講料、テキスト等の教材費、交通費、宿泊費その他当該研修の受講にかかる各種費用は乙が負担するものとする。

(3)更新の日から1か月前までに、甲より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。

(4)本規約に違反していないこと。

(5)次項の異議を述べていないこと。

3 更新の日より1か月前までに、甲が、乙に対して更新後の規約内容を変更する旨及び変更後の規約内容を通知した場合において、乙が甲に対し当該通知の日から2週間以内に異議を述べない場合は、更新後の規約内容は当該変更内容どおりに変更されたものとみなす。

4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前と同一とする。

(乙の権利)

第4条 乙は甲より本資格の付与を受けた者は、お金のソムリエマスター倶楽部への所属を条件に、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

(1)お金のソムリエ入門セミナー等のフロントセミナー、及びお金のソムリエコース(以下、これらを全て「本セミナー」と総称する)を自ら主催し、講師を務める権利。

(2)以下の呼称を肩書きとして使用し、本セミナーに勧誘する権利。

一般社団法人お金のソムリエ協会 認定講師、または、お金のソムリエマスター等、協会が指定した肩書

(3)その他、甲が別に定める権利がある場合はその権利。

(セミナーの開催等)

第5条 乙が、セミナーを主催し講師を務める場合においては、次の各号に掲げる規定に従うものとする。

(1)セミナーを開催する会場の確保、参加申込みの受付、参加者への案内、セミナー開催当日の運営その他セミナーを開催するために必要な業務、およびフロントセミナー受講料の入金受領及び管理に関する業務は全て乙が行うものとし、その開催にかかる費用は全て乙の負担とする。

(2)前号にかかわらず、フロントセミナー以外についての受講料等の入金受領及び管理に関する業務は甲が行うものとする。

(3)セミナーの内容は甲が標準化した内容でなければならず、受講料等の受講者が支払う額は、甲が別に定める額と同一でなければならない。

(4)乙がセミナーを主催する場合は、甲が別に定めるセミナー開催の手順に従うものとする。当該手順は、甲がいつでも変更できるものとし、変更する場合は、甲は乙に対して、その変更後の内容を通知する。

(5)甲が受講料等を受領した場合には、コースの開催日(コース開催日の初日をいう。以下同じ)を含む月の月末締めにて、その翌月の末日迄に、受講者から受講料として受けた金額(消費税別)のうち、別に定めた金額を、乙の指定する銀行口座に振り込む方法をもって支払う。なお、振込手数料等の支払い費用は乙の負担とする。

(6)セミナーの内容(セミナーの進行方法、フォローの方法等)は甲が乙に教授する以下に定める要件を満たして、運営を行い、講義しなければならない。

①指定プレゼンテーションソフトの使用

②ワークおよびシェアの方式

③指定BGMの使用

④セミナー募集サイトに指定サイトを使用

⑤通知・連絡用の指定サイト・指定SNSの利用

⑥協会の品位を損なわない、品格のあるセミナー会場の利用

(9)乙は、セミナーで使用する著作物について、複製等著作権を侵害する行為を一切行ってはならない。

(10)乙は、甲の事前の同意がある場合を除き、乙の主催するセミナー内において、当該セミナーの参加者に対し、乙又は第三者の商品・サービスの紹介、購入の勧誘及び販売をしてはならない。

(11)乙がセミナーを開催する会場内に、甲が認める者を除き、聴講生、オブザーバー、その他いかなる名目をもってしても、受講生以外の者を立ち入らせてはならない。

(12)乙は、コースの内容について動画撮影または音声録音をしてはならず、受講生に対してもそれらを許可してはならない。

(13)乙は、セミナーの参加者から要望、クレーム等を受けた場合は、その内容及び対応の内容を甲に対し速やかに報告をしなければならない。

(14)甲はいつでも、乙の主催するセミナーの開催場所に立ち入り、内容を確認することができるものとする。

- (15) 乙が本条により生じる義務に違反した場合、甲は乙に対し、直ちにその主催するセミナーの開催の中止を求めることができる。その中止によりセミナーの参加者において損害を生じた場合は、全てその賠償は乙においてなすものとし、乙は甲に対し求償はできない。
- (16) セミナー受講規約、その他乙と受講生との間の取り決めに関する規定については、甲が別途用意する規定の雛形を用いるものとし、甲の事前の同意がある場合を除き、独自の取り決めをしてはならない。
- (17) 乙は、お金のソムリエコースを受講してお金のソムリエメソッドを理解した受講生以外の者に対しては、FPとして資産運用のコンサルティングを行ってはいけない。
- (18) その他、セミナーの開催について乙が遵守すべき事項については、甲が別に定める規定がある場合はそれに基づくものとし、乙はその規定を遵守してセミナーを主催、講義を行わなければならない。

(委託業務の範囲等)

第6条 甲は、乙に対し、甲の有するコンサルティング業務として、甲の顧客に対する以下の業務につき、委託する場合がある。その場合、委託業務の対価として別紙に定める報酬を支払う。

- (1) メール、ズーム、スカイプ、対面による相談・コンサルティング業務
- (2) 本部開催セミナーの講師業務
- (3) 本部派遣のサポーター業務
- (4) 本部開催セミナーへの紹介業務

(通知の方法)

第7条 甲から乙に対する通知の方法は、EメールやSNS、専用サイトでの告知など、甲の指定するシステムにアップロードする方法、その他甲が定める方法をもってすれば足りるものとする。

(変更の届出)

- 第8条 乙は、甲へ伝えたその氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、その他の個人情報に変更が生じた場合には、その変更があった時から1週間以内にその旨及び変更後の内容を甲に対して通知しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の通知を行わなかったことによる乙の不利益についての責任を負わないものとする。
- 3 乙が第1項の届出を怠った場合、甲が知り得る最終の連絡先宛てに発した通知は、通常到着するまでに必要な期間を経過したときに、乙に到達したものとみなす。

(広告等)

- 第9条 乙がセミナー等の広告や活動のPRを行う場合は、社会通念に照らし適切な方法をもってする。
- 2 乙が甲の名称または認定講師としての呼称等をもって、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、書籍、Webメディアと等に出演、掲載されようとする場合は、事前に甲にその旨を通知しなければならない。
- 3 乙がセミナーの広告等をするためにチラシ等の広告物を制作する場合は、その内容について、事前に甲の承認を受けなければならない。
- 4 その他、乙がセミナーの広告や活動のPRを行うにあたって遵守すべき事項について甲が別に定める場合は、乙はそれに従うものとする。

(委託等の禁止)

第10条 乙は、セミナーを主催する場合に、その講師を第三者(従業員や家族を含む)に行わせてはならない。

(契約の地位)

第11条 乙は、本契約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位(本資格の付与を受けた地位を含む)を第三者に譲渡・相続することができず、乙が死亡した場合、本契約は終了するものとする。

(類似的商標出願の禁止)

第12条 乙は、本契約の期間中並びに本契約の期間終了後5年の間は、甲、甲の代表者、甲の代表者が主宰する別の法人が設定の登録の出願をした商標について、当該商標の全部又は一部の文字列、図形及び記号を含む商標をもって商標権の設定の登録の出願をしてはならないものとする。

(資格返上)

- 第13条 乙は、甲に対して、2か月前に通知をすることにより、本資格を喪失することができる。
- 2 乙は、前項その他の事由により、本資格を喪失した場合、甲に対して、既に支払ったライセンス維持、本事業に関するセミナーの受講料、本資格の認定料、その他何らの返還の請求もできず、本契約から生じる一切の権利を喪失するものとする。

(禁止事項)

- 第14条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 各種法令(各官庁が規定するガイドライン等を含む)に違反する行為を行うこと
 - (2) 甲の制作するセミナーの内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示すること(YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用して、本セミナーにかかるノウハウ等を流出させた場合を含むが、それらに限られない)
 - (3) 本セミナーの受講者とその家族、他の認定講師とその家族、その他甲の関係者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、その他商品またはサービスの購入の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行うこと。
 - (4) 甲の事前の承認を得ることなく、甲の名称を使用して、もしくは、使用したと誤認させるおそれのあるイベント、セミナー等を自主開催すること、又はそれらに講師として登壇すること。
 - (5) 自主開催又は講師として登壇するイベント、セミナー等において、甲の事前の承認を得ることなく甲の協賛及び後援をうたうこと
 - (6) 第25条に定める活動倫理の規定に反する行為をすること

(解除と資格の喪失)

- 第15条 乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、甲は、乙に対し、本規約に基づく契約関係を解除し、乙の本資格を喪失させることができる。
- (1) 甲の同意なく、本セミナー、その他セミナーの内容、テキスト、習得した技術等を第三者に対し開示をした場合(YouTube、facebook等のソーシャルメディアを利用してノウハウ等を流出させた場合を含むがそれらに限られない。)
 - (2) 乙が甲又は他の認定講師の名誉・信用を毀損し、若しくは甲又は他のライセンシーの業務の妨害をする等により、甲又は他の認定講師の事業活動に悪影響を及ぼした場合。